

～助成金コラム(第9回)～



「事業所調査」にご協力をお願いします

平素より当所の業務推進につきまして、格別のご理解を賜り厚く御礼申し上げます。今回取り上げる「事業所調査」について馴染みのない方も多いのではないのでしょうか。その意義と取り組みについて以下に説明します。今後とも「事業所調査」にご協力をお願いします。

1、そもそも事業所調査は何のため？

雇用関係の各種助成金は、**雇用保険被保険者等のために「雇用の安定」、「雇用機会の増大」、「職業能力の開発・向上」、「雇用環境の整備・改善」などを図る目的で、一定の要件を満たした事業主に必要な助成を行う**ものです。

しかし、支給要件を満たさないなど不適切な申請事例も少なからず見受けられます。雇用関係の各種助成金の**適正な制度の運営を図るため**、また**不正受給の未然防止を図るため**に、愛知労働局・ハローワークでは各種の**「事業所調査」を随時実施**しています。事業主の皆様には、それぞれの助成金の趣旨を理解した上で助成金を活用いただくとともに、**「事業所調査」にご協力をお願いしています。**

2、主な取り組みについて

(1) 事前予告なしの事業所訪問

事業所を訪問し、「対象労働者の雇用状況」、「出勤簿」、「賃金台帳」、など支給要件の確認に必要な帳票類を確認します。また、事前予告なしで訪問することもあります。

(2) 従業員や取引先等への調査

事業所調査は代表者や担当者の方だけでなく、従業員の方や、必要に応じ取引先等にも、訪問・電話・書面などにより調査協力を求めることがあります。

(3) 関係帳票書類の借用

助成金の審査や事業所調査に必要がある場合は帳票書類などをお預かりします。

また、国の会計検査の対象となった場合には各種関係書類の借用を行います。

(4) 支給決定後の事後調査

支給決定後も随時調査を実施します。添付書類を含む申請書類は、支給決定日から起算して**「5年間」保存**する必要があるため、破棄しないようにお願いします。

3、注意するところ

(1) 雇用関係助成金は**調査に協力することが支給要件**になっています。調査及び書類等の提出にご協力いただけない場合は、助成金は不支給となります。

(2) **雇用保険法第79条に基づく立入検査**を実施する場合があります。立入検査にご協力いただけない場合は、雇用保険法に基づく**罰則**が科されることがあります。